

安曇野市土地利用審議会 会議概要

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名 | 第119回安曇野市土地利用審議会 |
| 2 | 日 時 | 令和4年10月26日(水) 午後1時58分から2時43分まで |
| 3 | 会 場 | 安曇野市役所 |
| 4 | 出席委員 | 7名中7名(委員名簿非公開) |
| 5 | 市側出席者 | 今吉都市建設部長 横山課長、山田課長補佐、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 高木課長、高山課長補佐(建築住宅課) |
| 6 | 公開・非公開の別 | 非公開 |
| 7 | 非公開の理由 | 安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和4年10月28日 |

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) 内容確認
- (6) その他
- (7) 閉 会

2 審議概要

(1) 報告事項

- ・第118回土地利用審議会議事録について

○ 誤り等のないことを確認した。

(2) 審議案件

- ・審議案件は無い

(3) 意見聴取

- ・案件(1)について
資料説明(事務局)

○ 接続率について教えていただきたい。

→ 特定開発事業の認定指針のキの部分、当該の敷地の大半が基本集落等に隣接していることとなっている。土地利用基本図上で今回の開発地を赤枠で囲っている。ピンク色の箇所が基本集落だが、ここに大半の50%以上が接続していることが求められる。
図上、54%ということで大半が接続していることを確認している。

○ 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。
委員から特段の意見が出なかった為、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

・案件（２）について
資料説明（事務局）

- 開発地の間に残る水路の草刈り等を含む維持管理はどうなるのか、問題は発生しないのか。
 - 今回、説明会の場に地元の土地改良区の方が出席していることを確認している。その説明会の中で、開発された後の維持管理について質問がなされているが、現況写真を見ると分かると思うが、水路部分と維持管理をする管理水路部分は残すということが事業者から説明されているため、水路の管理、草刈り等の作業には支障がないと考えている。
- 草刈りは土地改良区が行うということで説明会の中でも了解を得ているのか。
 - 土地改良区の、草を刈る時に支障がないのかという質問に対して、十分なスペースがあるという回答がなされているため、購入者が草刈りを行うことにはならないと思われる。
- 草刈りを行う水路の両脇のスペースの所有はどうなっているのか。土地改良区が所有するのか。
 - 公図上は所謂青線で地番が付かない水路敷きであり、現況も水路部分と合わせて青線の中に通路が入っている。管理は基本的に市だが、実際の管理は土地改良区であると思われる。
- 開発地の右上の区画があるが、この道路からの進入路について教えていただきたい。この進入路の部分は右の区画に含まれるのか、又は別のところが管理する土地になるのか。
 - 旗竿のような形状の区画は、右側の区画の敷地延長部分と考えていただきたい。量水器等もその土地の一番近い所に設置されているため、敷地の一部として考えている。道路にはならない。
- 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。
用水路の水路敷きを含めた維持管理について確認をして、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。
- よい。
- 発言よろしいか。
開発地右上の合併浄化槽の区域だが、ここへの進入はどうするのか。
 - 左側に敷地延長を設け、ここを進入路にすると思われる。
ここが敷地の一部という取扱いとなり、進入路として接道を確保することとなる。
- 下水道は西側市道から分岐、引き込み及び合併浄化槽により処理とされているが、本来は下水道に接続して公共下水道を使うように指導すべきだが、何故、合併浄化槽により処理とされているのか。
 - 今回、市道に２区画が接道する箇所、北側市道に下水の本管の埋設が無いということで、北側の２区画については合併浄化槽での処理を検討したということになる。
もう一方の市道には公共下水道の敷設があるため、この路線からの３区画は公共下水道での処理を検討したということである。

○ 技術的にそちらの方にも下水道を引き、本来であれば下水道を使っていたくようにするのが本筋ではないかと思うがいかがか。

→ 下水道課との事前協議をお願いした経過があるが、合併浄化槽でもやむを得ないという判断がなされたということだと思われる。

○ それは下水道課の判断なのか。

→ そうである。

○ 当該地の北側にも住宅があると思うが、ここは合併浄化槽で処理しているということか。

→ ここでは分からないため確認をさせていただく。

○ 開発地の右側奥の区画は、公共下水道に入れてもらってもそこまでの引き込みが大変か。

○ 結局、上水道もそこまで掘るのだから、本来は長い目で見て公共下水道を引くのが理想だと思う。

○ 先程の意見聴取のまとめの中に、委員の意見として、下水道本管の敷設についても検討するように付け加えていただくとしてよいか。

○ よい。

・案件（3）について
資料説明（事務局）

○ 2点教えていただきたい。

まず1点目、6ページの公図の写しに氏名と住所が記載されているが、これはお住まいの番地がこの番地ということで、敷地はあくまで安曇野市なのか。

→ 記載の住所は所有者の方の登記上の住所である。地番については安曇野市となる。

○ 2点目、前面の道路が隣接市の市道であり、そこから上下水道を引き込むということだが、その上下水道は安曇野市、隣接市のどちらから引き込むのか。

→ 現在上下水道課の方で確認しており、取り扱いについては隣接市と協議中ということを確認している。但し、管路は隣接市が敷設したものであるので、松本市の下水道に接続することになる。

○ 引き込みは問題ないのか。

→ 取り出しについては問題ないことを確認している。

○ 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。

只今の下水の接続等について確認をしていただき、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

(4) 内容確認

(5) その他

- ・次回審議会日程（事務局）

以上